

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 2 月 14 日提出

安芸高田市長 石丸 伸二

- 1 専決処分の内容  
控訴の提起について
- 2 専決処分年月日  
令和 5 年 12 月 28 日

専決処分書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、控訴の提起について、専決処分する。

令和 5 年 12 月 28 日

安芸高田市長 石丸 伸二

## 控訴の提起について

次のとおり控訴を提起する。

1 第1審事件名 広島地方裁判所令和3年（ワ）第1006号損害賠償請求事件

2 当事者 控訴人（第1審被告） 安芸高田市  
被控訴人（第1審原告） 安芸高田市内の個人

### 3 事件の概要

原告が、安芸高田市に対し、議会内での発言は原告の名誉を毀損するもので違法であるところ、これは石丸市長が市長として行った行為であり安芸高田市が責任を負い、SNSによる投稿や執拗な追及も市長として行ったものであれば安芸高田市が責任を負うべきと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求めて、訴えを提起したもの。

### 4 判決の内容

- (1) 被告安芸高田市は、原告に対し、33万円及びこれに対する令和3年9月28日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 原告の被告安芸高田市に対するその余の請求及び被告石丸に対する請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、原告と被告安芸高田市との間に生じたものは、これを10分し、その9を原告の負担とし、その余を被告安芸高田市の負担とし、原告と被告石丸との間に生じたものは原告の負担とする。

### 5 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人の敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の上記取消しに係る部分の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。  
との判決を求める。

6 管轄裁判所 広島高等裁判所

7 本件に関する取扱い 本件の訴訟は、弁護士に委任する。